

緩和 OT 勉強会

会則

第1章 総則

第1条 本会は、「緩和 OT 勉強会」と称する。

第2条 本会は、事務局を広島大学病院リハビリテーション部に置く

第3条 本会は、緩和ケアのリハビリテーションにおける作業療法の質の向上を図り、医療・保健・福祉の充実に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、会員相互の親睦を深め、その活動を支援し、連携体制を強化していくことを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 緩和ケアのリハビリテーションにおける作業療法に関する研修会事業
- (2) 緩和ケアのリハビリテーションにおける作業療法の普及啓発事業
- (3) その他の必要な事項

第2章 会員

第6条 本会の会員を次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同した個人とする。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同しこれを援助しようとする個人および団体とする。

第7条 正会員は入会費壹千円を納入し、所定の手続きを経るものとする。

第8条 会員は、本人から退会の申し入れがあったとき、退会することができる。

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、理事会の承認を得て除名することができる。

- (1) 研究会の運営規則に違反したとき。
- (2) 研究会の名誉を傷つけるような行為をしたとき。

第3章 組織

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名 役員会において正会員中より選出する。
- (2)副会長 2名 役員会において正会員中より選出する。
- (3)事務局長 1名 役員会において正会員中より選出する。
- (4)会計 2名 役員会において正会員中より選出する。
- (5)庶務 2名 役員会において正会員中より選出する。

第 11 条 本会に会計監事をおく。

- (1)会計監事 2名 総会において正会員中より選任する。
- (2)会計監事は会計を監査する。

第 12 条 役員は次の会務を行う。

- (1)会長 本会を代表して会の運営を統括し、渉外活動を担当する。
- (2)副会長 会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。また、役員会における議事録を作成する。
- (3)事務局長 本会の運営事業案の作成、役員会の運営、総会の開催を担当する。
- (4)会計 本会運営費の会計を担当する。
- (5)庶務 事務局長の補佐、会員名簿の作成および更新を担当する。

第 13 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員は辞任した場合または任期終了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなくてはならない。

第4章 会議

第 14 条 会議は、総会および役員会とする。

第 15 条 総会は、正会員をもって構成する。

第 16 条 役員会は、役員をもって構成する。

第 17 条 役員会は、会長または役員の 3 分の 1 以上が必要と認めるとき会長が招集する。

第 18 条 役員会は、次の事項について議決する。

- (1)事業の計画及び実施、予算及び決算の審議
- (2)会則の改正

(3)その他、本会の運営に関する重要な事項

第 19 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第 20 条 総会は、役員会が必要と認めるとき、または正会員の 3 分の 1 以上の請求があったときに行う。

第 21 条 総会の議長は、出席した正会員である構成員の中から選出する。

第 22 条 会議の議事は当日出席した正会員である構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第 23 条 簡易な事項または急を要する事項については、会長が書面またはファックス、E-mail により賛否を示すことにより、役員会の議決に代えることができる。

第5章 資産及び会計

第 24 条 本会の資産は、入会費、寄付金、事業に伴う収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 25 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の定めるところとする。

第 26 条 本会の会計は、会計年度毎に会計監査を受ける。

第 27 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 雑則

第 28 条 この会則の他、必要な事項は役員会の議決により会長が別に定める。

第 29 条 本会の解散は、総会において会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附則

(1)この会則は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。